

第 1 章

「武術的身体表現」

第1章 「武術的身体表現」

第1節 「武術的身体表現」の民俗的事例（寄稿）

著：久保田 裕道

日本の民俗芸能は、武術との親和性が高い。まず武具そのものが、民俗芸能との親和性が高いといえることができる。除魔の呪具として武具を用いる呪術が存在し、また法具などの中には呪具そのものが武具である例も見られる。さらに刀剣や弓矢のように武具が対人や対獣のみならず、霊的な存在に対しても除魔の効力を発揮するものと考えられたことから、自然と武具を用いる民俗芸能は数多く存在している。

ただしそれは、必ずしも武術的表現に結びつくとは限らない。「武術的」をどのように定義するのかにもよるが、ただ採物として手にしているだけであれば、武術とまでは言い難い。一方、中には剣劇のように演劇的な所作の中で武術的表現が用いられる場合もある。演劇であっても一定の武術的修練を必要とすることは確かだが、あくまでも演劇的表現の一環とすれば、武術とは区別して考えるべきかもしれない。

一方、武術側から見た場合にも民俗芸能に結びつく例を上げることができる。武術とは本来は闘争のための手段ながら、その習得課程における技術披露の手段として、あるいは広報手段として演武が披露される機会が往々にしてある。それゆえ祭礼や民俗芸能の中に武術が入り込む事例が見られる。むしろ演舞としての武術が、民俗芸能化したということもできよう。

さらに芸能ではないが、風俗慣習としての「競技」もまた民俗の中には数多く存在する。特に相撲、射的（騎射を含む）、競馬、舟漕ぎ競争、綱引きなどは神占とも結びつき、全国の祭礼・年中行事で見ることができる。これをどこまで武術に含めるべきなのか、定義は難しい。

しかしこのような定義と分類は、そもそも何を目的とするのかによって変わる。今回の調査においては、沖縄における武術的表現を伴う民俗芸能を悉皆的に把握することを目的としている。それゆえ、沖縄以外の地域における民俗芸能と武術との関係性を提示することで、比較の視座を想定してみたい。ただし武術全体では規模が大きすぎるため、ここでは沖縄に圧倒的に多い「棒」に絞って全国的な事例を挙げることにしたい。棒（棒術あるいは杖術）は沖縄でも古武術の一つとしてよく知られるが、日本各地でもさまざまな流派を生み出している。他の武具に比べても製作・入手が容易であり、身分や階層に捉われず広く行われてきたことから豊富な事例が存在する。棒を捉えることで、武術全体を論じる上での足掛かりになることを期待したい。

（1）田楽・田遊び

田遊び・田楽系の芸能には、しばしば棒が使われる。例えば東海地方に多い修正会系の芸能の一つ、「法多山の田遊び」（静岡県袋井市）では、牛ぼめ・鳥追い・五月女といった田遊びの前に、太刀と棒振りの方固めの舞が演じられる。中世神事芸能の名残を残すとされる「どうじゃこう」（岐阜県関市）は、四方浄め・薙刀振り・棒振り・宝獅子・箕獅子・どうじゃこう（からくり芸）・豊年踊りで構成されている。箕獅子までの5演目は祓い浄めを目的としており、そこに薙刀と棒とが含まれている点は注目できよう。その後に田楽・田遊び芸となる。田植神事として有名な「住吉の御田植」（大阪府大阪市）では、神田で田植を行っている間、田の周囲で風流武者が紅白に分かれ、陣鉦・太鼓・ほら貝を鳴らしながら六尺棒を打ち合う。



写真1-1-1 住吉の御田植「棒打合戦」(大阪府大阪市)

このように田楽系芸能と棒との結びつきは多々見ることができる。この点は中村茂子が指摘しているように、予祝のための「祝い棒」や修正会における「乱声」儀礼との関連性が考えられよう（1）。祝い棒とはいわ

ゆる小正月の「削りかけ」に当たり、乱声は棒などで床や壁を打ち叩く儀礼である。こうした予祝儀礼に用いる呪術的な棒が、予祝儀礼としての芸能に加わるという傾向を見出すことができる。

(2) 風流踊

令和4年(2022)にユネスコの無形文化遺産となった「風流踊」には、棒などの武具を用いた舞踊が多く見られる。棒ではないが、例えば滋賀県守山市・甲賀市・東近江市・蒲生郡竜王町に伝承される「近江のケンケト祭り長刀振り」は、鉦・ササラを奏する踊りと、棒振り・長刀踊りとが組み合わさり、さらに傘鉦や花・鷺と呼ばれる大きな鉦が付く。特に長刀踊りは、一人ずつの演武も披露され、見どころとなっている。

島根県津和野町の「弥栄神社の鷺舞」は、京都の「祇園祭」における風流踊の形態を残す芸能として知られ、鷺舞が有名だが棒振りも付随しており、鷺と羯鼓の外側を棒振りがゆっくり大きく回るような構成が見られる。山口県周南市の「八代の花笠踊」も風流踊の一種で、念仏踊の要素もある。花笠をつけた男女の踊りが中心となっているが、最初に露払いとして「道分けの乱れ」と呼ばれる棒踊が演じられる。山口県から福岡・大分県にかけて見られる「楽」「楽打ち」などと呼ばれる太鼓踊にも、棒術が加わっているものがある。香川県



写真1-1-2 綾子踊「棒持」(香川県まんのう町)

まんのう町の「綾子踊」では、大踊・側踊・子踊の前に、長刀持と棒持による踊りが見られる。徳島県三好市の「西祖谷の神代踊」は雨乞祈願の芸能とされるが、棒振・獅子・薙刀と踊子らが円陣を作って踊る。

このように風流踊には、もともと棒を始めとする武具が用いられる傾向がある。このことは中世的な古態を残す風流踊のみならず、風流系統の芸能一般にも見て取ることができる。例えば「綴子の太鼓」(秋田県北秋田市)は、巨大な太鼓が出ることで知られるが、ヤッパリ・出陣行列・獅子方・露払い・笛・太鼓方が行列で練り、境内で芸能を奉納する。ヤッパリが棒術を披露するが、ヤッパリとは「野次払」のことで、野次馬を追い払う警護のための棒術として組み込まれている。元来、風流踊に付随していた棒が、警護など現実的な役割としても認められたということであろうか。

(3) 棒踊り

さらに「棒踊り」と呼ばれる棒が主体となった風流系の芸能が、高知県や熊本・宮崎・鹿児島県など南九州で見ることができる。一対一で棒を打ち合う組手を行うほか、大人数での演武なども見ることができる。棒以外に太刀、薙刀、鎌、あるいは尺八などを持つ場合もある。

この一大中心地といえるのは鹿児島県で、ほとんどの地域で棒踊りは伝承されてきた。さらに熊本・宮崎県下までにその影響が及んでいる。これは薩摩藩が武術奨励のために行かせたことが理由だともいう。例えば「境棒踊り」(鹿児島県垂水市)では、三人一組で、三尺棒・六尺棒・鎌をそれぞれ持ち、三尺棒と六尺棒を打ち合わせる間で鎌を振る。下野敏見の研究によれば、薩摩の棒踊りは、御田植祭との関係が深いという(2)。祝い棒と呼ばれる棒を突く様が棒踊りにも共通し、田歌もまた棒踊りの中で歌われる。こうした予祝儀礼に風流踊りが結びつき、さらに薩摩で栄えた棒術(浅山流)や剣術(示現流)が結びついたと下野は考えている。



写真1-1-3 山北棒踊り「本棒」(高知県香南市)

さらに四国南部にも、九州ほどではないものの棒踊りが見られる。例えば「山北の棒踊」（高知県香南市）では、二人一組の「小棒」と、20人が一斉に打ち合う「二十人棒」とが披露される。同じ高知県仁淀村では、秋葉神社の祭礼に、幟・台笠・立笠・囃子・柳・鳥毛・踊子などの行列が練り歩き、途中でサイハライが棒踊や太刀踊などを見せる。風流踊がより武術性を高めた事例として捉えることができる。なお高知・愛媛県では「太刀踊り」あるいは「花取踊り」と呼ばれる太刀を主体とした舞踊も数多く見られることも特徴である。

（４）民俗的棒術

ここまで棒による芸能を見てきたが、さらに武術として高められた棒術を、芸能的に披露している事例がある。殊に有名なのは愛知県下を中心に伝わる「棒の手」であろう。豊田市、長久手市、名古屋市、尾張旭市、春日井市、小牧市、西尾市、江南市、安城市、日進市、瀬戸市、みよし市、豊明市、多治見市に60か所以上で伝承されている。起源ははっきりしないが、領主が村人に学ばせたとも、自衛手段として習得したともいう。

約20種の流派も存在し、例えば愛知県名古屋市の善進町「真影流棒の手」、中根町「見当流棒の手」、猪高町「鷹羽検藤流棒の手」、鍋屋上野町「源氏天流棒の手」のように名称に反映されているところもある。また必ずしも棒（六尺棒）だけではなく、木刀、真剣、薙刀、槍、鎖鎌、十手、傘なども用いられる。例えば岐阜県多治見市の「小木棒の手」では「無二流」と称しており、棒・太刀（木刀・真剣）・金倉・鎌・櫓・楯が使われる。異なる武具同士の対戦となり、十三演目が披露され、最後は真剣対鎌の一番となる。こうした組手形式や型の演武を芸能的に見せるという形式は、あるいは民俗芸能というよりも民俗武術というべき存在でもあり、両者の境界は曖昧ともいえる。

一方、棒の手などと同様の組手形式の演武ながら、棒術が獅子舞に付随した例が関東地方には顕著に見ることができる。いわゆる三匹獅子舞（三頭立て獅子舞、風流獅子舞などとも）で、それ自体は東日本全域に分布するが、棒術が付属するものは関東地方の特徴となっている。

例えば「関白獅子舞」（栃木県宇都宮市）は関白流獅子舞の家元とされる。栃木や群馬など北関東にはこのように三匹獅子舞もまた流派を名乗る傾向がある。この三匹獅子舞の前座として、棒と太刀の演武が行われるのである。同じ栃木県の栃木市都賀町には、木八幡宮に杖術・獅子舞が伝えられている。獅子舞はやはり関白流ながら、杖術は獅子舞に付属するものではなく、独立したものとみなされるという。小天狗流を名乗っており、棒対棒、棒対太刀など、土俵上で四十八手の型が演じられる。なお三匹獅子舞が土俵で舞われるという光景も、関東ではよく見ることができる。しかしなぜ三匹獅子舞に棒術が付随するようになったのかについては、明らかになっていない。



写真1-1-4 原馬室獅子舞・棒術「棒術」（埼玉県鴻巣市）

考え得る要因としては、いわゆる農民武術が獅子舞に結合したということであろうか。例えば「尾崎獅子舞」（東京都あきる野市）では、新撰組で知られる天然理心流の棒術を取り入れたという伝承がある。これは天然理心流の門弟であった大西政十（1827 - 1906）が郷里で教えた際に、獅子舞に取り入れられたのだという。さらに「箱根ヶ崎獅子舞」（東京都瑞穂町）では、獅子舞の前に棒使いが登場し、鎖鎌・長刀・六尺棒を用いた演武をするが、これが「曾我の仇討ち」として演じられている。獅子舞に付随した農民武術が、さらに地芝居的な解釈をされて展開を遂げた例といえよう。

（５）獅子舞

三匹獅子舞に付随した棒術では、獅子舞そのものに棒術が絡むことはほぼなかった。獅子舞とは別個に棒術が存在しているということができた。一方、三匹獅子舞以外の獅子舞でも棒術との結びつきが見られ、その

場合は獅子と対峙するいわゆる獅子あやしの役が、その技を披露することになる。三匹獅子の棒術が組手形式や型の演武であるのに対し、獅子あやしの棒は対獅子の個人技になることが多い。

最も顕著なのは、金沢市をはじめ石川県の加賀地方に分布するいわゆる「加賀獅子」であろう。加賀獅子は、長さが10メートルもあるような巨大な胴幕（カヤ）を用いるのが特徴だが、その獅子の前に棒・刀・薙刀・鎖鎌などを手にした棒振りが立ちはだかるのである。そしてこの獅子を退治するという「殺し獅子」が見どころとなっている。この棒振りには武術道場も関わっており、土方流や半兵衛流といったさまざまな流派のもと発展してきたという経緯もある。



写真1-1-5 鶴来ほうらい祭り「棒振り(獅子方)」(石川県白山市)

隣接する富山県西部では、胴幕に多人数が入るいわゆる「むかで獅子舞」が多数伝承されているが、ここでも獅子に対峙する天狗役などが棒・長刀・太刀・鎖鎌・御幣などで獅子に挑む。そして「獅子殺し」をするという展開となる。加賀獅子のように武術として発展しているわけではないが、獅子あやしの芸として継承されてきた武術的表現だといえよう。

平安時代成立の「信西古楽図」で獅子の前に立つ治道（鼻高面）とも思しき獅子あやしは、手に払子らしき棒を持つ。また同じく鼻高面を付け、獅子などと共に祭礼を先導する役割を担う「王の舞」も、鉾などを持つことから、獅子あやしが棒などの武具を持つことになったのかもしれない。

北陸地方以外でも、全国各地の獅子舞において、そうした獅子あやしを見ることができる。例えば鳥取県東部・兵庫県北西部で百か所以上に伝承される「麒麟獅子舞」にもまた、獅子あやし役の「猩々」が「朱棒」と呼ばれる棒を持ち演技をする。山形県の西村山地方に伝承される「黒獅子」と呼ばれる大型の獅子には、「警固」（力士とも）と呼ばれる役が棒を持って獅子に寄り添う。獅子を導くともになだめることもあり、時に競い合うこともある。この役を務めるためには、各神社で行われる相撲の勝者にならねばならず、祭りでは神主や氏子総代とともに重要な位置づけとなる。また岡山県中央部の旭川中流域では獅子舞とともに「棒使い」という役が出る。この棒使いは鼻高面の鬼であったりするが、これには王の舞の要素も考えられよう。

このように獅子舞における棒は、集団群舞や組手の棒とも異なる要素を有しており、むしろ呪術的な目的と見なすべきかもしれない。ただしここでもまた、武術と結びついたり、演劇化するような事例が見られ、一概に分析することは難しい。なお中国では、清朝末期に獅子舞を武術として促進させた歴史があるという。現代中国で獅子舞がスポーツ競技と見なされる点も含め、別途考える必要があろう。

（6）小括

ここまで、大雑把に各地の棒を用いる民俗芸能を概観してきたが、大まかな流れを想定することができよう。すなわち棒を呪具として用い、予祝儀礼として演じた田楽・田遊びなどの芸能がある。さら主に除魔を目的とした風流踊に、棒などの武具を用いた踊りが組み込まれていることから、風流としての棒が想定できる。さらには、武術的要素を高めた「棒踊り」などの芸能も登場する。中には実際の武術と結びつき、より武術性の高い踊りもある。一方、武術が大衆化する中で演武もまた祭礼や獅子舞などと結びつき、より芸能性の高い見せる武術が登場するに至る。さらに、武術的な所作が演劇的に解釈され、芝居化するという展開も見られた。ただしこれらは、実際の個々の民俗芸能における歴史的展開を示しているわけではない。あくまでも大局的に見た際に、段階的な差異が見られるということに過ぎない。

実は棒を用いる民俗芸能としてはいま一つ大きな分野として、修験道系の芸能がある。しかし、ここでは敢えて触れてこなかった。修験道系の芸能では、修験者が超人的な力を誇示するために様々なアクロバティックな技を見せる傾向があり、棒や刀剣を用いた技も多い。例えば「関山の仮山伏の棒遣いと柱松行事」（新潟

県妙高市）・「山北のお峯入り」（神奈川県山北町）・「松会」（福岡県荏田町）などでは、棒を打ち合う様子を見ることができる。また山伏神楽などの修験系神楽においても棒を用いる演目を多々見ることができる。元来、修験道と武術の結びつきは強く、山伏が担った棒術も存在しており、宗教的武術といった観点から捉える必要がある。ただしこうした修験道系芸能の場合、棒や武具と芸能の結びつきを見る以前に、修験道的要素がどのようにして取り入れられているのかを把握する必要がある、一概に棒・武具との関係性のみで語ることは難しい。

同じことはアイヌの芸能についても言うことができる。「アイヌの古式舞踊」にも棒踊りがあり、儀式的性格の強い「剣の舞」や「弓の舞」に対して、「棒踊り」は、娯楽的要素が強いという。これもまた棒の持つ意味を考える上で重要な事例ではあるが、アイヌ文化側からの理解が必要であって、一概に棒の芸能として論じることが難しい。

以上の点を踏まえ、最後に全国的な棒の芸能について、とりあえず次のような分類をしてみたい。

- ①呪具としての棒を持つ芸能
- ②風流の道具として棒を用いる芸能
- ③武術の披露として棒を用いる芸能
- ④演劇的に棒を用いる芸能

これは必ずしも一つの芸能が一つに当てはまるということではなく、例えば②でありながら①として始められたものもあれば、③を②としてアレンジしたもの、②が③と結びついてより高度な技を披露するようになった芸能もあろう。また③が④に展開する場合もあれば、④であっても③の要素を持つ場合もあるかと思われる。これを沖縄に当てはめてみたとき、特に武術の普及が著しい沖縄では、①～④の境界を見定めることは難しいと言わざるを得ない。それでも沖縄以外の地域における武術的表現を伴う民俗芸能との接点は①～④において共通するのではないかと推察を行ってみた。沖縄空手を始めとした武術と、民俗芸能の中に見られる武術的表現の関係性を捉える際の参考となれば幸いである。

第2節 「武術的身体表現」の歴史的事例

日本の民俗行事における「武術的身体表現」

前項において示してきたように、日本には全国的に武器を用いる民俗行事が数多く存在している。本項では、その中でもとりわけ流派名を名乗り伝承されるものを取り上げたい。

流派名を名乗り伝承されることからわかる通り、それらの民俗行事は流派武術として実践されてきたものの今日的な姿でもある。例えば、薩南地域に多く伝承がみられる棒踊りは、その系譜を辿ると、現在も古武道として実践される示現流や浅山一伝流に位置付くという〔下野 2009〕。また、現在の金沢市を中心に行われる加賀獅子の棒遣いは、それぞれに様々な流派名を名乗るが、いずれも近世末期～明治中頃に金沢を中心に実践されていた流派武術を基とした、土方流や半兵衛流を源流に持つ〔小倉 2005〕。このような流派武術をもとにした「武術的身体表現」を有する民俗行事は、全国に数多く残る。しかし、そうした存在はこれまでも認知されてきたものの、民俗芸能を扱う研究領域において流派武術との関係から論じられることはほとんどなく、動作や武器自体の象徴的な意味からの理解に留まってきた。また、武術を研究対象にする領域においても、その関心はあくまでも近代に誕生した「武道」がいかに形成されたのかに集中しており、本稿が扱うような民俗世界において実践される武術への関心は低い¹。では、民俗や武術を扱う各領域においても関心が向けられることがなかった「武術的身体表現」を有する民俗行事からは、いかに民俗世界に位置づけられるのか。現代の私たちに対して何を示すのだろうか。

本項では、流派武術をもとにした「武術的身体表現」を有する民俗行事を対象に、はじめに近世からの現代にいたる大まかな流れを示す。そうした前提が必要である理由は、民俗世界における武術を理解するためには、流派武術のあり方についても簡単に触れておく必要があり、そのためには流派武術が広く村落社会に受容された近世から理解する必要があると考えるためである。以下では、まず流派武術について説明を行い、特に近世以降に村落社会において実践された流派武術がどういった実践であったかについて述べる。その後、そうした流派武術がどういった経緯から今日のあり方へと移行していたかを、筆者が調査した事例から示す。

1 流派武術と民俗社会

流派武術とはその名が示すように流派名を名乗り実践される武術であり、日本においてはほとんどの場合において、武術は流派名を名乗り伝承を行ってきた。ここでその起源や個々の歴史的経緯については触れないが、流派形成の最初期は室町期であり、江戸期に入りかなりの拡大があり、剣術をはじめ、柔術、槍術、薙刀術、鎖鎌術、馬術、弓術、砲術、築城術など、様々な流派が生まれた。これらの流派武術は、いわゆる「家元制度」と呼ばれる師弟関係を結んだ上で実践される。家元制度は武術に限らず、茶、華、礼法などにおいても取られる日本独特の実践組織の形態といえるが、武術の場合はそれらとは違う点があった。それは「完全相伝制」と呼ばれる方法を採用したことである。「完全相伝制」とは、ごく簡単に述べれば、免許や目録といった習得段階を示す証明に関する発行権一切を相伝者に対して受け渡す方法である。通常は「不完全相伝制」を採用することにより、流派の統たる人物は免許発行権の一切を持ち、流派内の隅々までその威光を示すことができる。「完全相伝制」を採用すると、この権利も相伝することになるため、相伝を受けた人物はそういつ

1 こうした学術界における関心の低さについては、対象の理解のし難さも関係していると考えられる。端的に言えば、武術のわざに関して理解するためには調査者自身にある程度武術についての造詣が求められる、と思われやすい。必ずしもそのようなことは無いはずだが、身体性を伴い、かつ対人に対して有効かどうかが重要である武術のわざは、そもそも関心がない人物には理解し難いと思われる。ゆえにそもそものハードルが高く、関心の低さにつながり、民俗学の対象となり得なかったのではないだろうか。関心の低さは、また武術の研究者たちにも同様である。武道研究者の多くが剣道・柔道を中心とした武道経験者、ないし実践者であり、彼らにとつての武術とは慣れ親しんだ武道である。実際に「武術的身体表現」を有する民俗行事を指して「あれは武道(武術)ではない」という発言は、まま聞かれるものである。つまり対象に対して、暗黙の了解のなかでその範疇が決まっていることに原因がある。詳しくは、田邊〔2013〕を参照。

た利権を得ることが出来るようになる。結果としてどんどん独立が進み、新たに一派、ないしは新流派を打ち立てられたために、武術には数多くの流派が誕生することとなった〔西山 1982；魚住 2021〕。

こうした流派武術の拡がりとは、すなわちそれだけ弟子として入門する人びとがいたということである。すでに歴史学が明らかにしているところではあるが、武術は武士階級が独占していたわけではない。戦国時代を経て泰平の世であった江戸時代になったとはいえ、日々の危険は存在しており、当然のことながら村単位の自警は必要であった。村には武器が保有され、旅に出るときには身分に関係なく帯刀していたことが明らかにされている〔藤木 2005〕。こうした武器の保有は、当然その武器の使用方法への関心にも向くことになったのであろう。江戸中期以降に、流派武術が村落で実践されるようになっていった。ただし、そのあり方は先述したような「完全相伝制」に限らず、個々の事情に合わせたものであった。例えば北信濃では、日常的には農民として農地を耕し生活を送り、非常時には武士として戦う「半農半士」といえるような境界的身分の人びとが流派武術を「不完全相伝」で伝承し、その地域社会において家元組織を形成していた。そして、彼らが行う武術には殺傷技術としての武術に限らず、呪術的な技法、また日常的に行う遊び、いわば今日的な「スポーツ」のようなあり方も含まれていた。加えて、職能と関わるような規則も武術習得の過程で教えられていたという〔榎本, 1994, p.35.〕。一方で、愛知県東部を中心に広く伝承されている「棒の手」と呼ばれる民俗行事もまた、村落社会との結びつきが強かったことが知られるものの一つである。「棒の手」とは総称であり、実際にはそれぞれに様々な流派名を名乗り行われており、それぞれに複数の武器術を含み行われる総合的な流派武術をもとにしている。そのうち、尾張旭市を中心に行われている無二流や東軍流、直心我流は、江戸時代中期に当地において修験者²として活動していた人物を祖としている。こうした修験者たちは、里山伏という村落社会における周縁的な宗教者であり、江戸中期に活動していたことが知られる。尾張旭市の「棒の手」とは、まさにそうした修験者たちの信仰圏と関わるなかで伝播されたようだ。「棒の手」には殺傷技法としての武術がある一方で、呪術的な意味合いを持つような技法も数多く伝えられていた〔尾張旭市誌編さん委員会, 1980, pp.465－624.〕。こうしたあり方から分かることは、当時の武術実践が宗教信仰の実践と切り離せないような形で存在していたということである。以上の例に挙げたように、村落社会における流派武術のあり方は、いわゆる武士階級が行っていたような武術実践のあり方とはまた違った、実践者たちそれぞれの生活世界と関わっていた。実際に、今日古武道と呼ばれ実践される流派武術のなかには、馬庭念流や甲源一刀流、竹内流などを筆頭に、そうした村落社会とのつながりの中で実践されてきたといわれる流派武術も多く存在している。

こうした江戸時代の地域社会における武術の拡がりとは、明治維新を迎えてから様ざまに辿ることとなる。武術は近代にいたり、そのあり方を大きく問われることとなる。身分制度の解体や、実戦における実用性の問題などから「旧弊」として捉えられるようになった。そうした中で「武道」という名称が生まれ、精神修養や道徳的な意味合いが前景化し、その実践の場を学校教育や警察組織に移し、殺傷性を極力軽減させ競技化することで生き延びていく〔中嶋, 2017〕。では、村落社会における武術はどうなったのか。一部の流派武術は幕末期に大いに活躍する剣士たちを生み出した。例えば、新選組の隊士たちの多くが身に付けていた天然理心流は、現在の東京都多摩地区の半農半士のような人びとや、生活に余裕があるような中流以上の農家などが修練していたという。また幕末に撃剣で名を馳せた甲源一刀流は、現在の埼玉県秩父市を中心に伝承される流派武術であるが、その弟子たちの多くは武士階級以外の人びとであった。そうした人びとが明治維新後に困民党として活動したことも知られる〔森山 1981〕。こうした流派武術は剣術が中心であったことから、江戸中期頃から流行しだした撃剣、のちに剣道へと向かう防具と竹刀を用いるスタイルに迎合されつつも、流派武術のあり方も共存させていく道を歩み、古武道として今日実践されている。一方で、先に挙げた尾張旭市の「棒の手」

2 多くの流派武術において、超自然的な体験から流派開眼に至った流祖伝が存在する。そのため、そうした超自然的な世界と武術のつながりがあること自体は珍しくはない。また流祖や継承者のなかに、「〇〇坊」や「〇〇院」といった名を名乗る人物が存在する流派武術もある。

は近代がもたらした別の影響を受けた。それは神仏分離である。修験が宗教者として認められなくなることにより、「棒の手」各流派は修験との関係を断つことになった。その結果として、宗教的な意味を帯びて実践されていたわざは消えていき、代わりに祭りにおいて意味をもつわざへと比重が移っていく。それはすなわち、「みる／みられる」という関係性を前提とした、パフォーマンスとして喜ばれるものである。「武術的身体表現」に付随していた呪術的側面は後景化し、より盛大に祭りを盛り上げるような役割を得ていく〔尾張旭市誌編さん委員会、1980, pp.573－587.〕。他方で、冒頭で紹介した金沢の土方流や半兵衛流の場合は、祭りに参入することでその系譜を残した。土方流は、土方氏に継承されてきた流派武術であり、近世末期には金沢藩の藩校においても教授され、また土方氏自宅の道場においても市中の人びとへ教授していた。そうした中で土方氏は、金沢周辺で行われる獅子舞における棒遣いのために、土方流の武器術を改変した祭り用の形を考案し、それを教授した。これが爆発的に流行し、幕末から明治期になっても入門者が続いたという。また、半兵衛流は町田半兵衛という武術好きの農民が明治中頃に、自身が教授していた流派武術である水野一伝流や袖岡流、無拍子流などをもとに考案した。祭りの前になると入門者が増大したといわれるが、これは町田半兵衛の直門として教授をされたことが、周辺の地域社会との関係において意味を持っていたためのようだ。流派武術としての実践では他流に圧され両氏とも大正期前後には道場を閉じてしまうが、祭りにおける「武術的身体表現」としての人気はその後も続き、小規模な家元の登場や流派の分化が起きつつ地域社会に定着し、現在に至っている〔小倉、2005, pp.161－185.〕。

以上が、日本における流派武術と、そこから派生する形で生まれた「武術的身体表現」の見取り図である。次に、実事例として筆者が以前調査を行った、村落社会における流派武術の今日までの系譜を示したい。

2 「武術的身体表現」の実態：神道香取流を事例に

ここでは、現在の埼玉県熊谷市の上川原地区で、今日も継承される「上川原の棒術」と呼称される民俗行事について、近世から現代までのあり方を追うことで日本における「武術的身体技法」の現在を示したい。

「上川原の棒術」は、正式には「神道香取流」と呼ばれ、その内容は木刀を用いた剣術の形の演武が中心である。いくつか現存している伝書や由来書からは剣術だけではなく、槍術や柔術、長刀術なども存在していたようだが、現在は剣術のみを伝える。いつか



写真1-2-1 「香取様」における神道香取流の演武

らかは不明であるが、上川原地区における春夏の祭り「香取様」において演武されることとなり、今日まで続く。上川原にこの流派武術を伝えた人物は中津川又右衛門といい、1650～1660年頃に当地へ訪れ、その後定住し神道香取流を伝えたという。神道香取流は香取神道流という、現在継承される古武道の流派において最古に位置するといわれる流派武術の系譜に位置付くものと推察され、類似する技法も見出せる。ただし、あくまでも地域社会における祭りにおいて「武術的身体表現」を行うものであり、いわゆる古武道のように道場が存在し修練されるものではない。

神道香取流は、史料的に追える範囲である近世末期には、先述したような村落社会のあり方と密接に関わり実践されていた。上川原地区は、近世には小島村の一地区であり、全戸農家であった。まず、流派武術のほとんどのあり方がそうであるような師弟関係の系譜が、神道香取流の場合にはみられない。では、どのように教授されていたかといえば、上川原地区に住む老人たちが師となり、その技の伝授を行っていたという。また習う側には厳格な決まりが存在しており、それは上川原に住む家の長男でなければならない。仮に次男以降が習う場合は分家をつくることを報告し、神道香取流の人びと、すなわち上川原の家を継ぐ人びとに認められる必要があった。一方で、長男であれば養子であっても問題はなく、むしろ将来的に上川原を背負っていく

人物は必ず行う必要があるという認識が存在していた。後述する「剣術伝授」の儀礼を受けた者は「相続人」と呼ばれ、その誕生を 1960 年あたりまでは祭りのように盛大に祝われてきた。ここにも家を相続することと神道香取流を習得することが合わせて考えられていたことが伺える。

では、メンバーシップが厳格に定められたなかで、どういったことが教授されていたか。神道香取流には表十二手と裏十二手の合計二十四手の形があり、これらを適正な年齢になった段階で老人から教授される。まず、初めに表十二手から習い、ある程度の習熟後に裏十二手の教授がされる。特に、裏十二手は「剣術伝授」の儀礼を通じて教授されるもので、技術的にも高度であり秘伝とされており、現在でも相続人たち以外には公開しない。「剣術伝授」の儀礼は、表十二手の教授をされた者が一定数集まった段階で行われたようで、記録によれば近世末期から現在まで概ね 10 年毎に実施されてきた。この「剣術伝授」の儀礼は二週間ほど行われるといい、神道香取流のメンバー以外には内容を知られることが無いように蔵のなかで人目を憚り実施される。当然内容は他言無用であり、仮に観た者がいればその者には天罰が下るとされる。その他にも、教えられることのなかには技術とは関係のないことも教えられる。例えば、近世末期に書かれた文書には、稽古時における飲食の禁止や喧嘩口論の禁止といった振舞いに関わることや、「香取様」の祭りにおける決まりが記されている。いわば、日常生活と関わる事項であり、神道香取流を实践することと上川原の生活とが結びついている様子が伺われる。

ところで、神道香取流は「香取様」の祭りにおいて演武されるものであるが、上川原に香取社があった記録は今のところ存在しない。現在も香取市の香取神宮から請けた御札を供えて仮宮を設けて祭りを実施しており、過去にも香取社は存在していなかったと考えられている。そのため日常的に香取社と関わることはなかったが、そうした役割の一部は神道香取流に頼っていた。例えば、疫病が流行した際には、上川原地区の境において演武を行う「四方かため」が行われたり、神道香取流に関わる伝書等を用いることで鎮めたりしたと伝わる。このように、神道香取流の技には殺傷目的以外にも意味が付与されており、それは疫病という生活と近い部分で関わる問題と密接であった〔田邊 2019〕。

以上のようなありようは、近世末期以降、時代の変遷を受けつつも上川原のあり方に沿いつつ行われてきた。しかし戦後になり、高度経済成長期を前後に上川原の農家もその数を減らし、兼業農家が生まれていくことにより従来通りに実施できなくなっていく。成人期前後には例外なく「剣術伝授」の儀礼を受けてきた上川原の長男たちも数を減らし、70～80 年代くらいからは裏十二手の伝授も行われなくなり、その形の実態が分からなくなる。そうした中で新たな動きが生まれた。それは、担い手たちによる神道香取流の「ルーツ」を探る試みである。具体的には伝承されてきた伝書から「過去に存在していた」とされる形を復元し、またルーツとされ現在も活動している古武道流派である香取神道流と交流を持つことを試みた。こうした活動の過程において「武術」としての意識を持つなど、自身のあり方を問う動きも生まれている〔田邊 2019〕。

3 小括

本稿では、内地における「武術的身体技法」の系譜を見取り図的に描いた。本稿が示したように、武術は近世中頃からは広く世の中に定着し、実践する人びとのあり方に合わせてそのあり方を拡張してきた。そうした経緯はこれまでも散々指摘されてきているものの、やはり武術のイメージは近代に誕生した武道に因るものが非常に強い。武道概念を提示した中心的人物である西久保弘道は「餘興的興行的にやると云ふ弊に陥らない様に努めなければならぬ。」（西久保, 1915, pp. 7-9）と述べ、観戦者の態度に至るまで徹底し、精神修養的な側面を前面に出すことを目指した。実際、今日でもオリンピックの度に「武道はスポーツではない」といった発言などがみられるが、本項でみてきたように、武術は現代の私たちが持つイメージよりも、より広い実践を含むものであった。しかし、今日の武道の持つイメージは、そうした武術が持っていた世界への人びとの認識を狭めているように感じる。だが、一方で民俗芸能と呼称され現代にも実践が続く「武術的身体表現」の姿からは、私たちが認識している以上に武術が私たちの生活世界に浸透していたためであろう。だからこそ、今

日も地域社会に定着しているのではないだろうか。本報告書が全体で示す「武術的身体表現」とは、まさに沖縄社会全体に武術が浸透している一端を示すものであろう。今後、生活世界と武術の関係はより議論される必要があるだろう。

引用文献

榎本鐘司 1994 「北信濃における無雙直傳流の伝承について：江戸時代村落の武術と『境界性』」、『スポーツ史研究』7, pp.21－36.

藤木久志 2005 『刀狩り：武器を封印した民衆』, 岩波書店.

森山軍治郎 1981 『民衆蜂起と祭り 秩父事件と伝統文化』, 筑摩書房.

中嶋哲也 2017 『近代日本の武道論：〈武道のスポーツ化〉問題の誕生』, 国書刊行会.

西久保弘道 1915 「武道講話」, 警察協会編『警察協会雑誌』, 警察協会

西山松之助 1982 『家元の研究』, 吉川弘文館.

小倉學 2005 『加賀・能登の民俗 小倉學著作集第2 巻 民俗芸能』,

尾張旭市誌編さん委員会 1980 『尾張旭市誌 文化財編』, 尾張旭市.

下野敏見 2009 『南日本の民俗文化誌2 鹿児島県の棒踊り』, 南方新社.

田邊元

2013 「「芸能武術」論序説：長谷川流棒術と田山花踊りの「棒振り」を事例として」, 『スポーツ人類学研究』15：45－66.

2017 「村落における武術伝承組織の検討：神道香取流を事例として」, 『体育学研究』62（2）：631－646.

2019 「つながりの中で生まれる技：神道香取流にみる技の復元」, 『現代民俗学研究』11：37－50.

魚住孝至 2021 『日本の伝統文化6 武道』, 山川出版社.

著：田邊 元